

次世代法における一般事業主行動計画

目 的：職員がその能力を発揮し、仕事と生活や子育ての調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように3つの行動計画を策定する。

計画期間：令和7年7月1日から令和12年6月30日まで

内容①：全職員が年次有給休暇を年間で6日以上取得してもらうように、雇用環境の整備を行う。

対 策：あらかじめ園で時期を指定し年次有給休暇を取得するようにする。さらに目標の日数に達しないと予測される場合は、取得するように促す。

内容②：育児休業・休暇の取得率を100%とできるように雇用環境の整備やフォローアップ体制を整える。

対 策：基準より多くの職員を採用することで育児休業や離職等に素早く対応ができるようにしておくと共に、普段から安定した保育を継続的に実施する。組織内のフォローアップ体制や事前の説明等を丁寧に行うことで安心して育児休業に入れる環境作りに取り組む。

内容③：全職員の各月ごとの平均残業時間を10時間以内とするよう雇用環境の整備を行う。

対 策：業務や行事の見直し、事務業務の簡素化、ICTの導入等を積極的に取り入れ原則就業時間内に終了できるようにする。